

第三十五号

徳島県保健福祉関係手数料条例の一部改正について

徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年二月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県保健福祉関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十七の項の次に次のように加える。

十七の二 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三十七条の十五第二項の規定
に基づき研修の実施 二万五千元

別表第一の二十二の項から二十六の項までを次のように改める。

二十二から二十六まで 削除

別表第一の二十七の項中「附則第二項」を「（昭和二十八年政令第三百八十六号）附則第二項」に改め、同表の三十七の項から四十の項までを次のように改める。

三十七から四十まで 削除

附 則

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に申請がなされている改正前の徳島県保健福祉関係手数料条例別表第一の二十二の項、二十二の三の項から二十二の五の項まで、二

十四の項から二十六の項まで、三十七の項、三十九の項及び四十の項に規定する事務に係る手数料については、なお従前の例による。

提案理由

他県との均衡を勘案し、介護保険法に基づく主任介護支援専門員研修の実施に係る手数料を定めるとともに、保健師助産師看護師法に基づく准看護師試験等及び調理師法に基づく調理師試験等に係る事務を関西広域連合が処理することとされたことに伴い、これらの事務に係る手数料を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。